



® 平成31年 3月18日(月)

No. 14893 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(地殻様組成体の製造方法－「セシウム及び／又はストロンチウムの
酸化温度未満で焼成した」との文言の解釈、及び発明の課題の認定) [上] (全2回)

－平成30年(行ケ)第10041号、平成30年12月6日判決言渡－

事案の概要

本件は、発明の名称を「地殻様組成体の製造方法」とする特許出願の拒絶査定に対する審判請求(不服2016-14969号)について、サポート要件違反及び進歩性欠如を理由に請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、①サポート要件違反の有無、及び②進歩性(引用発明の認定の誤り)である。本件の請求項1の記載は次のとおりである。

【請求項1】

「炭酸カルシウムを主成分として成る炭酸カルシウム組成物と、ケイ酸塩を主成分として成るケイ酸質

M&M[®]
MIYOSHI & MIYOSHI

三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

会長 弁理士 三好 秀和
副会長 知的財産フロンティア研究所 所長
弁理士 高橋 俊一
所長兼CEO 弁理士 伊藤 正和
副所長兼COO 弁理士 高松 俊雄
副所長 弁理士 豊岡 静男
知的財産戦略研究所 理事長
弁理士 澤井 敬史
グローバル知的財産センター 所長
弁理士 原 裕子
所長代理 弁理士 廣瀬 文雄

京都

所員数

約200名

在籍弁理士

52名

www.miyoshipat.co.jp

弁理士 橋本 浩幸
弁理士 河原 正子
弁理士 工藤 理恵
弁理士 松本 隆芳
弁理士 森 太士
弁理士 渡邊富美子
弁理士 西澤 一生
弁理士 大淵 一志
特別相談役 弁理士 寺山 啓進
顧問 弁理士 堀井 隆
弁理士 須永 浩子
弁理士 木村 達哉

弁理士 細川 寛
弁理士 堀 雅
弁理士 池田 清志
(中小企業診断士)
弁理士 松波 太郎
弁理士 大森 拓
弁理士 山本 光紀
弁理士 加藤 澄恵
弁理士 高島 信彦
弁理士 垣内 茂晴
弁理士 安藤 直行
弁理士 洞井 美穂
弁理士 望月 重樹

弁理士 古岩 信嗣
弁理士 山本 貴士
弁理士 魚路恵里子
弁理士 加藤 浩二
弁理士 宮崎 智弘
弁理士 山ノ下勝広
弁理士 安立 卓司
弁理士 安原 二良
弁理士 洗 理恵
弁理士 山中 裕子
弁理士 橋元 成央
弁理士 厚木 薫
弁理士 中村 富代
弁理士 栗原 康浩

顧問

弁理士 松永 宣行
弁理士 鹿又 弘子
弁理士 大坂 雅浩
弁理士 辻 徹二
弁理士 奥山 雄毅

顧問

弁理士 ババット・ヴィニット
知的財産戦略研究所 所長
顧問 弁理士 棚橋 祐治

組成物と、酸化鉄系物質を主成分として成る酸化鉄組成物との焼成物より成る固相組成物であって、上記炭酸カルシウム組成物、上記ケイ酸質組成物、及び上記酸化鉄組成物の少なくとも何れかが放射能汚染由来であり、全体として上記固相組成物内に閉じ込められた所定値以下の濃度の放射性物質を含んで構成されている地殻様組成体を微粉碎して成る粉碎材と、

測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満で焼成した放射性物質を含有する焼成汚染材と、

を水で混練して全体として放射能濃度が法的に設定された法令基準値以下のペースト状組成物を生成することを特徴とする地殻様組成体の製造方法。」(下線は要約者による)

判示事項

1 本願発明について

本願明細書によれば、本願発明の概要は次のとおりと認められる。

1.1 発明が解決しようとする課題

測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ汚染材を焼却し、生成された焼成汚染材及び焼却灰を有効利用できる地殻様組成体の製造方法を提供することを目的とする。

また、本発明は、放射性物質を含む汚染材に含まれる有機物が腐敗、ガス化したり又は膨潤したりすることによって地殻様組成体が脆弱化してしまうことを防止する地殻様組成体の製造方法を提供することを目的とする。([0005]、[0006])

1.2 課題を解決するための手段

本発明に係る地殻様組成体の製造方法は、炭酸カルシウムを主成分として成る炭酸カルシウム組成物と、ケイ酸塩を主成分として成るケイ酸質組成物と、酸化鉄系物質を主成分として成る酸化鉄組成物との焼成物より成る固相組成物であって、上記炭酸カルシウム組成物、上記ケイ酸質組成物、及び上記酸化鉄組成物の少なくとも何れかが放射能汚染由来であり、全体として上記固相組成物内に閉じ込められた所定値以下の濃度の放射性物質を含んで構成されている地殻様組成体を微粉碎して成る破砕材と、測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、前記放射性物質として含まれるセシウム及び／又はストロンチウムの気化温度未満で焼成した放射性物質を含有する焼成泥、焼成土、焼成砂、焼成がれきの何れか一つ以上を含んで成る焼成汚染材と、を水で混練して全体として放射能濃度が法的に設定された法令基準値以下のペースト状組成物を生成することを特徴とする。(後略) ([0010]、[0011])

1.3 発明の効果

本発明では、測定下限値を超える放射能濃度で放射性物質を含んだ動植物類、焼却灰、汚泥スラッジ、海洋泥砂、河川泥砂、湖泥砂、街路樹木、がれき、汚染水、土砂等のうちの何れか一つ以上を含む汚染材を、放射性物質の気化温度未満で焼成するので、有機物が炭化及び／又はガス化され、焼成処理後の汚染材中には、有機物が含まれないようにすることが出来る。(後略) ([0014]～[0016])

2 取消事由1 (サポート要件適合性についての判断の誤り) について

2.1 審決の判断

審決は、本願発明1は、少なくともセシウム及びストロンチウムを含む放射性物質を、1382℃未満の温度(例えば1000℃)で焼成する場合を含むと解され得るが、1382℃未満の温度で焼成をすると、「前記放射性物質として含まれるセシウム及びストロンチウム」のうちのセシウム(沸点671℃)が気